社会福祉法人　播磨町社会福祉協議会

ふれあい・いきいきサロン実施要綱

１．目　　　的　　①ひとりぐらしや虚弱な高齢者が気軽に集えるサロンを開設し、地域住

民とのふれあいの中で孤立感の解消、心身機能の維持向上を図る｡

　　　　　　　　　②地域住民が福祉活動に参加し､住みよい福祉のまちづくりを自らの手

で推進する｡

２．利用対象者　　自治会内に住むおおむね６５歳以上の高齢者とする。

　　　　　　　　　なお、高齢者だけでなく、障害者や子育て中の親子など､閉じこもり孤立

しがちな人をも利用対象者として実施することも可能とする。

３．実　施　日　　実施日・頻度については、実施主体が設定する。

　　　　　　　　　ただし、最低、年４回は実施するものとする｡

４．実 施 会 場　 自治会の公民館等、参加者が歩いていける場所を会場とする｡

５．実 施 主 体 　実施主体は自治会とする。

　　　　　　　　　なお、実施にあたっては、自治会員より募ったボランティア等により運

営する｡

６．利 用 者 数 基本は１０人～１５人程度し、具体的な利用者数については、実施主体

の判断とする。

７．助　成　金　　実施にあたり播磨町社会福祉協議会より、事業計画に基づき、別表１により運営費を助成する。また、初年度に限り、事業開始のための経費を、別表１により助成する｡

８．利用料　　　　本事業を継続して実施するために、実施主体の判断により参加者から利

の徴収　　用料（会費）を徴収することができる｡

ただし、徴収する場合は､誰もが気軽に参加できるよう配慮し、利用料を

設定する｡

９．書類の提出　　事業を実施する自治会は､別紙により助成金申請書（様式第１号）に事業計画書（様式第２号）および予算書（様式第３号）を添えて、終了後１ヶ月以内に実施報告書（様式第５号）及び決算書（様式第６号）を、播磨町社会福祉協議会会長に提出する｡

10．実施の期間　　本事業の実施期間は、４月１日より翌年の３月３１日とする。

　　附　則

　　　この要綱は平成１３年５月１日より施行する。

　　附　則

　　　この要綱は平成１７年４月１６日より施行する。

別表１

1. 運営費助成金

社協助成金　　ふれあい・いきいきサロン事業１回につき３，０００円を限度とし、年間３０，０００円まで助成する｡

　特別助成金①　上記の社協助成金に加算して、ふれあい・いきいきサロン事業１回につき３，０００円を限度とし、年間３０，０００円まで助成する｡

　　　　　　　　なお、助成額は、社協助成金と同額とする。

　特別助成金②　前年度の実績に基づき、上記の社協助成金および特別助成金①に加算して、

　　　　　　　　平均参加者数が１６名から２５名の場合は、ふれあい・いきいきサロン事

業１回につき２，０００円を限度とし、年間２０，０００円まで、

　　　　　　　　平均参加者数が２６名以上の場合は、ふれあい・いきいきサロン事業１回

につき４，０００円を限度とし、年間４０，０００円まで助成する。

1. 事業開始助成金

社協助成金　　初年度に限り、事業開始のための経費として、２０，０００円を助成する。

　特別助成金　　上記の社協助成金に加算して、初年度に限り、事業開始のための経費として、３０，０００円を助成する。

　　　　　　　　ただし、平成１７年３月３１日以前に開設したふれあい・いきいきサロンについても適用する。